備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 11 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AE_{11} ＝ 0.022

AE_{12} ＝ 0.019

AE_{13} ＝ 0.015

α　第２号算式の符号αに同じ

AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AG_{14} ＝ 0.014

AG_{15} ＝ 0.006

AG_{16} ＝ 0.024

AG_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AG_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AG_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AG_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01289
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01799

AH_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得

備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 10 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AE_{10} ＝ 0.020

AE_{11} ＝ 0.021

AE_{12} ＝ 0.019

AE_{13} ＝ 0.015

α　第２号算式の符号αに同じ

AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AG_{14} ＝ 0.014

AG_{15} ＝ 0.024

AG_{16} ＝ 0.025

AG_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AG_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AG_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AG_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.016
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

AH_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得